

第1回直轄道路・直轄河川チーム 説明資料

平成23年2月24日

地方分権改革推進要綱(第一次)(H20.6地方分権改革推進本部決定)

- 一般国道の直轄区間については、主に地域内交通を担う道路は都道府県が担い、国は全国的なネットワークの形成を図ることを基本として、第1次勧告の方向に沿って、原則として都道府県に移管。
- 一級河川の直轄区間については、第1次勧告の方向に沿って、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、原則として一の都道府県内で完結する水系内の河川を都道府県に移管。
- 個別の対象道路・河川については、関係地方公共団体と調整。

個別協議の開始に向けた、知事会等との調整(H20.6～H20.9)

- 見直しの具体的な方向を国土交通省から全国知事会、指定都市市長会に照会。
- 知事会からは、以下の意見。
 - ・権限の移譲と財源、人員、資機材等の確保について、一体として方針を示すこと
 - ・各都道府県の意向に応じて具体的な移譲範囲を調整・協議すること 等
- 財源措置について、総務省・国土交通省から以下の回答。
 - ・時限的な措置として、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率並みの交付金等の国による財政措置を…検討する

国土交通省と各都道府県・指定都市との個別協議(H20.10開始)

- 主に地域内交通を分担する道路や、一の都道府県で完結する一級河川については、できる限り地方に移管するとの考え方に基つき協議。また、この考え方にかかわらず、地方が移管を望むものについては協議の対象。
- H20.12に個別協議の状況をとりとめ。
- 現在までに、知事・市長と整備局長との協議を含め、約500回の個別協議を実施(事務的な打合せ・意見交換を除く)。

- 主に地域内交通を分担する道路や、一の都道府県で完結する一級河川については、できる限り地方に移管するとの考え方に基つき協議を行っている。
- また、この考え方にかかわらず、地方が移管を望むものについては協議の対象として
いる。

【道路】

- 国が責任を持つべき道路
 - (1)高規格幹線道路
 - (2)県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡し、広域交通を担う道路
 - (3)重要な港湾・空港と(1)、(2)の道路との間を効率的・効果的に連絡する道路
- 都道府県等への移管対象となる道路
以下のような、主に地域内交通を分担する道路
 - (1)同一都府県内に起終点がある区間
 - (2)バイパスの現道区間
 - (3)その一部が都府県等管理となっている路線
の区間

【河川】

- 一つの都道府県で完結する一級河川については、できる限り都道府県に移管
ただし、次の以下の観点から国が責任を持つべき河川については、引き続き国が管理
 - ・氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系
 - ・広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系
 - ・急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系

道路・河川に係る地方公共団体への権限移譲については、「地方分権改革推進要綱（第一次）」（平成20年6月20日）に基づき、地方公共団体と調整を行ってきた。

当該調整の過程で把握した地方公共団体の意向も踏まえ、

- ①一般国道及び一級河川の直轄区間の移管に伴い、その整備等に必要な財源措置その他の措置が十分に講じられること
- ②移管の時期については、事業中の箇所があること等を踏まえ、今後、適切な時期を地方公共団体と協議すること

等の前提条件の下、現時点までに下表のとおり国と地方公共団体で合意されている。

【道路】

	路線数	延長
(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの	80路線	2,521km
(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの	61路線	4,385km
(1)+(2)の合計	123路線	6,906km

※一般国道
(直轄管理区間)
:約22,800km

【河川】

	水系数
(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの	6水系
(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの	20水系
(1)+(2)の合計	26水系

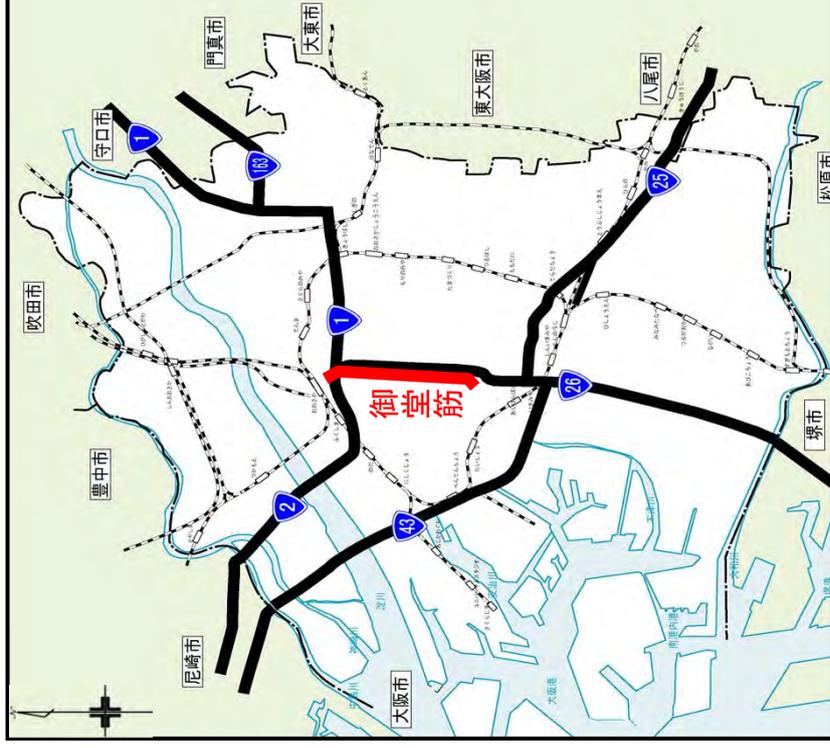
※一級水系:109水系

(参考)個別協議とは別に、都道府県等が管理している、8区間 約630kmの道路、一級水系のうち17水系の河川について、地方公共団体から直轄管理区間への編入に係る要望が有る。

個別協議の実施状況例①

御堂筋(国道25号)の移管に向けた協議会を設置し、大阪市長と近畿地方整備局長で早期移管の実現を図るために協議を実施中

■位置図



■協議会(第2回)の状況



■経緯

- 平成20年11月28日
大阪市と国交省双方が「早期移管が可能と見込まれる」との確認
- 平成20年12月 1日
大阪市と国交省の直轄国道の見直しに関する個別協議状況を公表
- 平成21年 2月19日
『御堂筋』の移管に向けた協議会(第1回)開催
大阪市長、近畿地方整備局長で協議開始
- 平成21年10月・平成22年3月
実務的な課題及びその対策について検討を実施する「実務調整分会」を大阪市と国交省で2回開催
- 平成22年 4月20日
『御堂筋』の移管に向けた協議会(第2回)開催

【主な内容】

- ・御堂筋の維持管理
- ・御堂筋の道路空間利用のあり方
- ・共同溝の整備および管理

個別協議の実施状況例②

1. 書面による資料の提供



くしだか
檜田川(三重県)

■ 地方から要請のあった資料等について全て提出済み

＜国からの説明内容例＞

- ・河川整備計画の内容
- ・組織体制、予算の概要
- ・河川管理施設の概要
- ・浸水想定区域図
- ・維持管理計画(案)
- ・災害対応に関する事項
- ・協定内容

など

＜都道府県からの問い合わせの例＞

- ・河川管理における点検や巡視の実施頻度、内容について
- ・可動堰の老朽化状況、ダムの操作状況について
- ・ダム、堰、水門等の大規模構造物の設置状況と維持管理内容について
- ・河川管理に必要となる排水ポンプ車等の資材・機材の保有状況について

2. 現地での確認を実施



やべがわ
矢部川(福岡県)

松原堰の利水関係者や堰操作について説明(福岡県)



おものがわ
雄物川(秋田県)

玉川ダムの現地において、年度予算や管理方法等について説明(秋田県)



ろっかくがわ
六角川(佐賀県)

むたべ

牟田辺遊水地の現地において、洪水時の管理等について説明(佐賀県)

個別協議に関して把握している主な課題

①財源措置

- 全国知事会からは、移管に伴い、現在の国の整備・管理水準を今後とも維持できる整備費・維持管理費に対する財政措置が、将来とも確実になされる必要がある旨の意見。また、人件費相当額についても当然に移管されなければならないとの意見。
- H21.4に、個別協議開始前からの合意に基づき、高知県内及び宮崎県内の国道の一部を移管したところ、所要の財源移転を伴っておらず、今後の協議の成否を左右しかねない問題である旨、全国知事会から指摘。
- 地域主権戦略会議等でも、個別協議を進めるには財源が課題であり、財源措置などの制度的な枠組みを個別協議の前提として決めなければならない旨の指摘。
- 財源措置は、直轄事業負担金の問題、人員の移管の枠組み等にも関係し、政府全体で検討する必要。

②人員の移管等の仕組み

- 事務・権限の移譲に伴う人員の地方移管等に当たっては、職員の雇用の確保を前提としつつ、要員規模の決め方、身分や給与などの処遇上の取扱い、退職金の負担等について、共通の枠組み・ルール等を構築する必要がある。
- 政府全体として地方側とともに取り組むことが必要。

③事業中箇所の取扱い

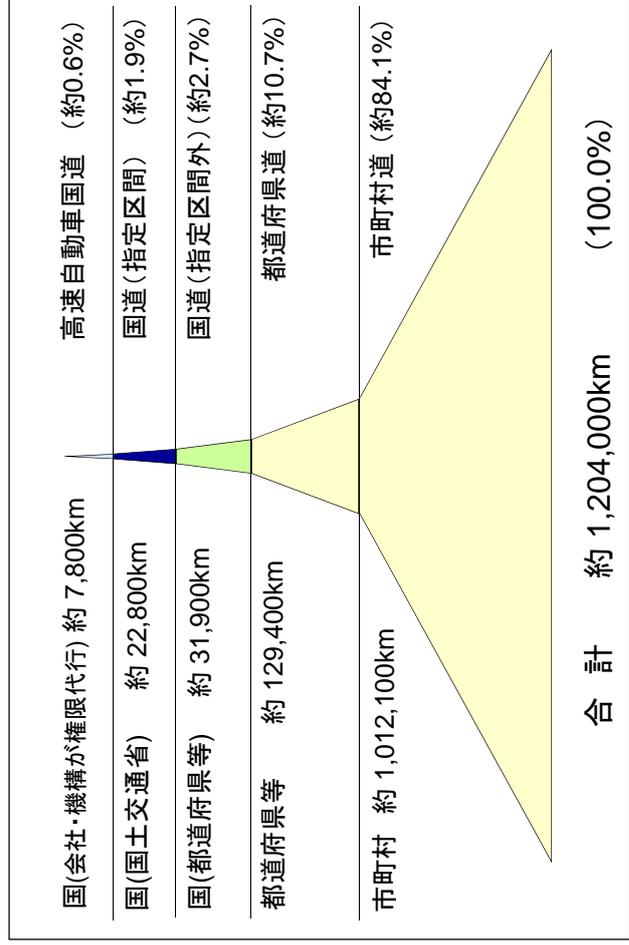
- 例えば、バイパス区間の現道についてはバイパスの供用後に移管、河川整備計画に基づく整備が一定の水準まで進んでから移管など、事業中箇所の整備の進捗後、移管すべきとの地方側の意向が示されている。

④その他

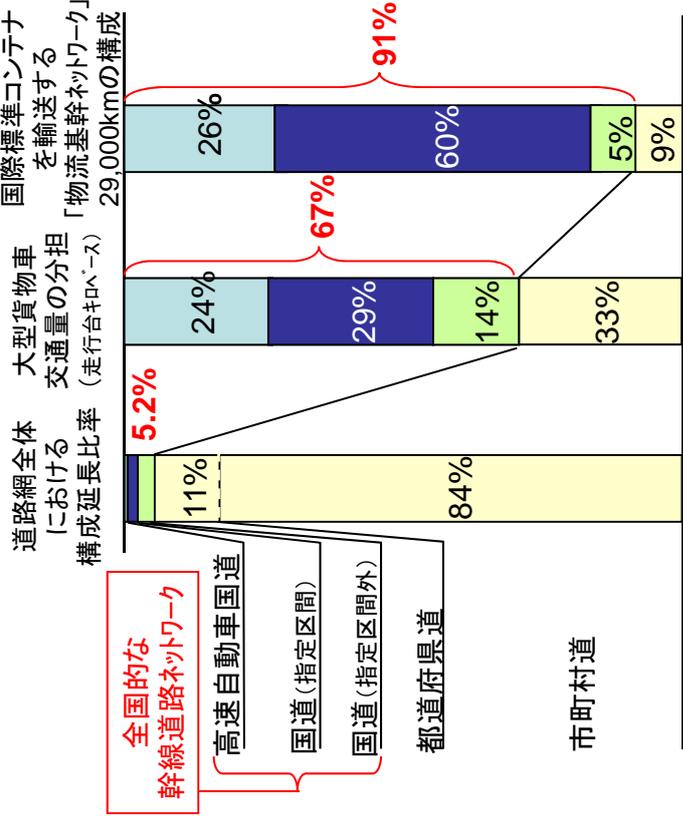
- 関係市町村・議会等と調整を要するとの地方側の事情等で結論が出ないものが相当数存在。
- 大規模災害発生時における国の支援の仕組みが必要との地方側の意向が示されている。

道路の種類	定義	道路管理者	費用負担
高速自動車国道	全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡する道路 【高速自動車国道法第4条】	国土交通大臣 (会社・機構が権限代行)	高速道路会社 (新直轄方式は国、都道府県(政令市))
一般国道	高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、かつ一定の法定要件に該当する道路 【道路法第5条】	国土交通大臣 都道府県(政令市)	国、都道府県(政令市)
都道府県道	地方的な幹線道路網を構成し、かつ一定の法定要件に該当する道路 【道路法第7条】	都道府県(政令市)	都道府県(政令市)
市町村道	市町村の区域内に存する道路 【道路法第8条】	市町村	市町村

【道路の構成】



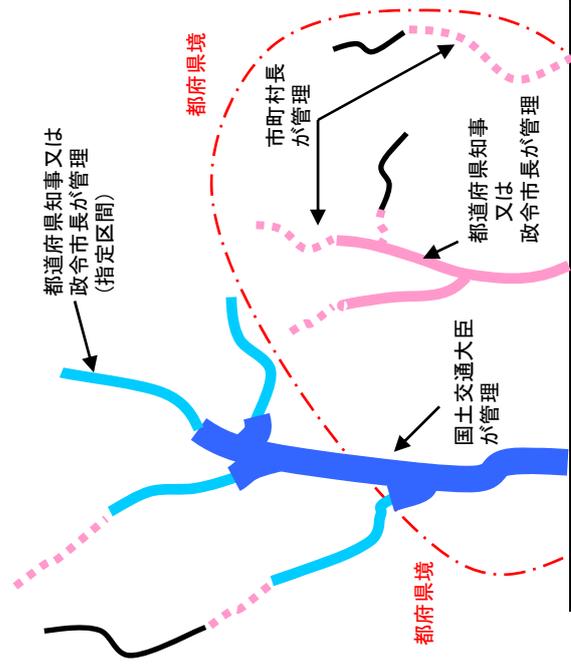
【道路別 延長及び物流等のシェア】



H17年度道路交通情勢調査等による

<参考> 河川の種類と河川管理者

河川の種類		定義	河川管理者	費用負担
一級河川 約87,800km (約61%)	直轄管理区間 約10,600km (約7%) 指定区間 (都道府県等管理) 約77,300km (約54%)			
二級河川 約35,900km (約25%)		一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川 【河川法第5条】	都道府県知事 (政令市長)	国 都道府県 (政令市)
準用河川 約20,100km (約14%)		一級河川及び二級河川以外の河川 【河川法第100条】	市町村長	国 市町村



河川延長比



想定氾濫区域内人口



凡例

- 直轄管理区間 (Red box)
- 直轄管理区間以外 (Yellow box)

※人口は水系間の重複あり。